

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 P C D S (太平洋軍備撤廃運動)／平和資料協同組合(準)  
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1  
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、  
15日に発行。

14 96/2/1

¥100

国際司法裁判所の判断

「核の傘」依存の日本の政策も違法

国連総会と世界保健機構(WHO)の提訴によって、「核兵器の使用、あるいは使用の威嚇が国際法に違反するかどうか」を判断し、勧告的意見をだすための審理が、国際司法裁判所でつづいている。昨年10月には広島市長、長崎市長も法廷で「国際法違反」を陳述した。法的拘束力はないとはいえ、もし国際司法裁判所が国際法違反の勧告的意見をだすと、どのような影響が生まれるだろうか。

市民団体「世界法廷プロジェクト」のイギリスのグループが、最近「核兵器の法的地位に関する国際法廷の勧告的意見がもたらすもの」というパンフレットを作成した。以下は、それをもとにまとめたものである。

A

## 「国際法に違反」の判断が出たとき

「核兵器の使用」または、「使用の威嚇」が、国際法に違反するという勧告的意見が出された場合、核保有国、核保有をめざしている国、日本のような核保有国と同盟を結んでいる国、国連の議論などにどのような影響が予想されるだろうか。以下にまとめてみよう。

### (1) 核保有国への影響

#### ■一般的な認識

この勧告的意見は、核兵器を、他の大量破壊兵器と同列に置くことになる。現

在、核兵器は安全保障に貢献するものという一般的な認識があるが、これが、すでにそれぞれの条約によって禁止されている化学兵器や生物兵器と同様に、核兵器も法的に許されないものという認識に変わっていくはずである。

この勧告的意見は、核抑止に反対する政治家や宗教指導者や市民たちが、政府の核兵器政策の合法性を問題にしていく上での法的拠りどころとなる。国内法も影響を受けるのである。核兵器に対する一般的な認識の変化がこうした動きを支えることになる。

同じように、この勧告的意見は、核兵器の研究、開発、生産に携わる科学者や技術者の仕事にも影響を与える。彼らが地下核実験を行なうことも問題であると解釈された場合、現在交渉中の包括的核実験禁止条約(CTBT)を強化する助けとなる。

#### ■軍事的意味

政府および軍の指導者たちは、核配備に伴なう兵士の法的地位について再考を迫られる。たとえば、アメリカとイギリ

もし、

核兵器は国際法違反  
と出たら

#### ◆ CTBT速報

## まずまずの滑り出し

1月22日、ことし初めてのジュネーブ軍縮会議(CD)が始まった。前号で紹介したように、ことし最大の軍縮課題である包括的核実験禁止条約(CTBT)の交渉がいよいよ再開された。

再開にあたって最初の懸念材料は、はたして「核実験禁止(NTB)委員会」が迅速に設置されるかどうか、であった。CDは毎年、その年の特別委員会を設置する。CTBTが今年中に締結されるためには、6月中に成文に合意することが必要と考えられ、そのためにはCD開会後、ただちに全体会議でNTB委員会の設置が決定される必要があった。

直前の予想では、インドが「核軍縮特別委員会」も設置するという条件を持ち出し、それに抵抗する米国などと対立することが考えられた。そうすると1~2週間が簡単に過ぎてしまう。

実際には、他の非同盟諸国がインドを牽制し、1月23日の全体会議でNTB委員会が設置された。まずまずの滑り出しがある。(レベッカ・ジョンソンより)

スの軍事マニュアルは、戦争に関する国際法の原則を遵守することを兵士に求めている。そもそも軍隊は、「戦争法規」の原則に拘束されるものである。

現在、核保有国の兵士は、「核兵器の使用」または「使用の威嚇」は合法であると考えているかもしれない。アメリカの軍事マニュアル(1956年)には、「原子爆弾の使用は、空、海、陸軍のいずれによるものも、それを制限する国際法や国際条約のいかなる慣習的な規定もないことで、国際法違反とみなすことはできない」と書かれている。この勧告的意見はこの記述に異議を申し立てることになる。

具体例を挙げると、抑止力としてパトロールしている弾道ミサイル発射可能な潜水艦の乗組員の法的地位が問題とされる。ミサイルを発射することだけが違法なのではない。パトロール配備さえ、「使用の威嚇」と解釈され、したがって、これも違法になる。

もし、政府および軍の指導者たちが、核兵器配備の違法性を無視したとしても、乗組員はパトロールに携わることを拒否するよう法によって求められるようになるであろう。ニュルンベルク原則の第4条に、「政府や上官の命令に従って行動したことが事実であっても、道徳的選択が実際に可能であったなら、本人は国際法下の責任を免れない」と書かれている。イギリスの軍法マニュアルはもっと厳しい。「上官に従う義務のある人間でも、明らかに違法である行為を行なうよう命令を受けた場合、法的義務としてその命令の実行を拒否しなければならない」というものである。このような選択的良心的兵役拒否者が軍法会議にかけられた場合、この勧告的意見を弁護の拠りどころとすることができる。

このように、この勧告的意見は、核保有国政府が防衛外交政策を根本的に見直すよう国内外の圧力を生み出す。その結果、核兵器を保有することの政治経済的コストと核兵器を撤去することの利益やコスト削減との比較評価も行なわれるであろう。

## (2) 核保有をめざす国への影響

宣言核保有国が、現在、核能力をもつ軍隊を配備していることは、核兵器をまだ持たない国が、自国の安全のために核兵器開発が不可欠であると考えるような環境をつくり出す。

核の輪を広げることの愚かさは、すべ

ての国が核武装した時を考えてみれば、明らかである。アメリカはこのことを認めている。1995年1月9日にウイリアム・ペリー国防長官は「核拡散は、この10年間に世界が直面する安全に対する最大の脅威である」と述べた。

この勧告的意見は、相互に関連した一連の各国の態度を変えていく力をもつ。たえば、アメリカがこの勧告的意見を受け入れれば、イギリスも受け入れざるを得ないであろう。他の三つの宣言核保有国にも、受け入れるべきという強い圧力がかかってくる。このことがインドとパキスタンの間の核をめぐる対立に変化をもたらし、イスラエルに核兵器工場を解体するよう圧力を与え、また東アジアの核をめぐる緊張を緩和するであろう。そのような展開は当然、潜在的核保

軍艦の寄港を拒否することなどである。また、米国の核抑止力への依存を明記した日本の防衛計画大綱などは、当然変更を迫られる。

## (4) 国連への影響

この勧告的意見によって、安全保障理事会の改革の問題に核兵器という要素がからむことがなくなり、安保理が真に世界の代表で構成されるようになるのを助けるであろう。

もし、核保有国がこの勧告的意見に反対するならば、国連において大多数である反核の意志をもつ加盟国は、次のような方法をとることが容易になる。

- 核兵器全面禁止条約の交渉を開始することを求める議案を提出する。
- 「平和のための結集」決議によって、安全保障理事会常任理事国を批難する。
- 「核の脅威の段階的削減」というタイトルの1994年の国連総会決議49/75Eに述べられた計画を事務総長が実行する権限を与える。

## (5) 核軍縮の奨励

### ■世界の世論の関心

この勧告的意見は、世界中で核兵器についての一般的な関心を高めるであろう。そのことが各国政府に改めて核軍縮を促進するよう圧力を与え、核軍縮の過程をすすめることになる。

### ■核拡散防止条約(NPT)への影響

NPTは差別的であるとして、加盟しない国々があるが、それはNPTが選ばれた国々が核兵器をもつことを許す一方で、他の国々が核兵器をもつことを禁止している点である。

この勧告的意見は差別を撤廃する力となり、NPTに加盟していない国々にも支持されるであろう。また、完全な核軍縮を求めるNPTの第6条を強化することになる。核兵器全面禁止条約への歩みも速めることになるであろう。

実際、1995年4月17日、ニューヨークにおけるNPT再検討・延長会議の開会演説で、議長は、「NPTの延長決定の正しい意味あいは、これまでに人類が発明したもっとも恐ろしい兵器を非合法化する道を固めることである。私たちは、化学兵器や生物兵器などの非人道的な兵器を非合法化してきた。これらの兵器の発明が取り消されたわけではない。違法であると決定したのである」と述べている。

「上官に従う義務のある人間でも、明らかに違法である行為を行なうよう命令を受けた場合、法的義務としてその命令の実行を拒否しなければならない」

イギリスの軍法マニュアル

有国で非核政策のために活動している人々を力づけるであろう。

## (3) 日本など非核保有国への影響

非核保有国は、違法な戦略から遠ざかることによって自分たちの安全を守らうとし、この勧告的意見を引用して、核兵器を違法とする国内法を通して核兵器をもつ国の軍隊との共同軍事演習や、核を搭載していないことが確認できない

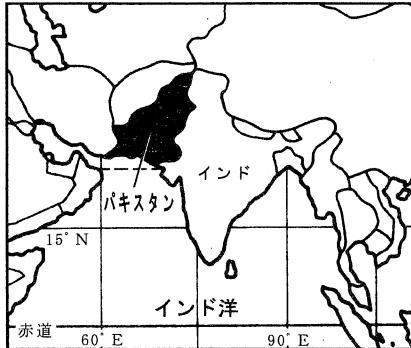
## パキスタンの核疑惑

最近来日したパキスタンのブト首相は、「核兵器の製造知識を身につけるが作らない」という「兵器化しない核抑止(non-weaponized deterrence)」の立場を再確認した。パキスタンの核兵器疑惑の事実は?

パキスタンは、1971年の第三次印パ戦争の敗北後、核開発を開始した。74年、インドの核実験に刺激されて開発を強めた。最初はフランス、のちに中国の援助があった。まずプルトニウム、次にウラン濃縮の技術開発した。1980年代半ば核爆発装置製造の基本的能力を獲得したと考えられている。

1992年、パキスタン政府は、同国は濃縮

ウランの製造、核兵器炉心の建設を停止したしながらも、少なくとも核爆発装置1個を製造することが可能だと表明。1994年にも、カーン元首相がパキスタンの核兵器製



造能力を認めている。

パキスタンは国際原子力機関(IAEA)による核查査を拒否しているため実際のところは定かではないが、推測では、「6~10個の核爆弾をつくれるだけの核物質を貯蔵している(ストックホルム国際平和研究所・1993年2月)」「すでに4~7個の核兵器を保有している(ロシア対外情報局・1993年1月)」「危機に落ちた場合、即座に核兵器を組み立てる能力がある(米国CIA)」とされている。米国の民間研究機関は「10~15個の核爆弾を製造できる材料と技術を持っているが、爆弾を組み立てたかどうかは分からぬ」と評価している。

インド・パキスタンを含む南アジア非核地帯の創設が望まれる。

### ■他の核軍縮の手段

核兵器を国際法違反とする勧告的意見は、包括的核実験禁止条約(CTBT)が合意されればそれを強化するであろうし、兵器に利用可能な核分裂性の物質の製造を、軍事用、民間用を問わず禁止する条約の締結を急がせることになるであろうし、核兵器削減交渉をさらに促進し、中国、フランス、イギリスが交渉に参加せざるを得ないようになってゆくことが考えられる。

### ■核によらない安全保障の促進

国際的な安全保障をすすめる上での重心を、核によらない解決法へとはっきり移ってゆくことになるであろう。たとえば、今ある地域的非核地帯は強化され、新しい非核地帯を増やすことが奨励されてゆくであろう。また現在、ヨーロッパの共通の安全保障は、イギリスとフランスの核兵器の役割をめぐる意見のくい違いで混乱しているが、共通の非核安全保障政策への道も容易になるであろう。

B

### 「国際法に違反か否かは、状況による」という判断が出たとき

現在ある条約や国際協約の下で、銃さえも、「戦争法規」に基づいて戦闘員が他の戦闘員に対する場合のみ、使用が可能である。殺人を禁じる法律は、特定の武器を例外とはしていない。核兵器

より危険が少ないとされる化学兵器の場合でも、その使用は規模に関係なく違法である。

したがって、国際司法裁判所(ICJ)が、国際法は核兵器には適用されないという決定や、「核兵器の使用」または「使用の威嚇」があらゆる状況において合法であるという決定を下すとは考えられない。そのような意見は道徳的にも法的にも弁護できないものである。

イギリス政府およびNATOの他の二つの核保有国の立場は、「核兵器の使用」または「使用の威嚇」の合法性は、状況による」というものである。抑止ドクトリンの基本にあるのは、いつでも核兵器を使用すると相手を脅す権利である。そして核兵器を使用するかもしれないシナリオをとりまく不安定さがこのドクトリンには不可欠であると考えられる。

ICJは、この立場を何らかの意味で認める可能性がある。しかし、その場合でも最低限、国際法が核兵器にも適用されることが決定されるであろう。それは、どんな条約も国際法の一般的な規則も「核兵器の使用」または「使用の威嚇」を否定して適用されるようになっていないとする主張を、無効にするものである。とくに1949年のジュネーブ条約の1977年の追加議定書(第1議定書)から核兵器を除外するというアメリカ、イギリス、フランスが提出した留保に疑問が投げかけることになる。また、国際法をいかに核兵器に適用すべきかの議論を活発にし、核兵器全面禁止条約に向けての動きを促進することになるであろう。

そのとき、核保有国以外の国に対してのみ核抑止の違法性を主張することに

なり、核保有国の特権的地位に光が当てられることになるだろう。NPTはこの特権を維持することを認めているため、非加盟国や加盟国一部が核兵器を保有しようとしていることを促してしまっているのである。

ICJが、「核兵器の使用」または「使用の威嚇」が何らかの状況においては合法であるとしながら、その状況を特定しなかった場合、「核の使用」または「使用の威嚇」は違法であると信じる大多数の非核保有国にとって、後退を意味するであろう。とくに、核兵器より危険が少ないとされる化学兵器や生物兵器の禁止には例外はないということが指摘されるであろう。核兵器への依存を法律に優先させたとして、世界世論の非難を浴びるであろう。そして、国際的に起った懸念の声が、核兵器全面禁止条約の実現への歩みを加速することになるであろう。逆説的ではあるが、その結果かえって核軍縮を急がせることになるかも知れない。

ICJが、大量殺戮兵器としての「核の使用」または「使用の威嚇」は違法であるが、威力の小さい「核兵器の使用」または「使用の威嚇」は、「平和と安全法規」および「戦争法規」のいかなる原則にも違反しない状況においては、合法である、と決定することはあり得ることである。この場合、核抑止ドクトリンの違法性と、高度に緊迫したシナリオにおける威力の小さい核兵器を除くすべての「核の使用」または「使用の威嚇」の違法性とを確認することができる。核兵器と核抑止の合理的根拠は失われ、核兵器全面禁止条約への道が固められるであろう。(水野希代子)M

# 「核廃絶2000」ネットワークに連動しよう

本誌10号(95.12.1)で紹介したように1995年11月5日、2000年までの核廃絶に対する政府間の合意を促進しようと、「核廃絶2000」ネットワークがハーグ(オランダ)で発足した。

このネットワークは、以前からあった「核不拡散・軍縮国際連合」、「核兵器廃絶世界キャンペーン」、「NGO核廃絶会議」(1995年の核不拡散条約延長会議のときにニューヨークに集まったNGOが結成)などの多くのグループの中から発生し、それらを引き継ぐかたちになっている。

現在、ネットワークは、5つの要素から構成されている。

## (1) 賛同団体

「NGO核廃絶会議声明」(本誌創刊号参照)に署名した約250の団体が賛同団体となっている。新たに賛同団体に参加したい団体は、**Xanthe Hall** (Tel: +49-30-693-0244. Fax:+49-30-693-8166. Email: [ippnw@oln.comlink.de](mailto:ippnw@oln.comlink.de))に連絡を。

## (2) ワーキング・グループ

以下に述べるような9つのワーキング・グループが発足した。

### ①「ヨーロッパ核」

ヨーロッパの非核兵器地帯づくり。欧州議会(ブリュッセル)へICJ(国際司法裁判所)の判決を持っていく。核に依存する安保政策を、OSCE欧州安全保障・協力機構とともに拒否していく。

### ②「ニュースレター」

### ③「核兵器使用と使用的威嚇」

国際司法裁判所の「判定の日」(勧告の意見を出す日)に行う諸イベントの準備。勝利式典。国際法10年の終了に向けての取り組み。

### ④「 Chernobyl 」

10周年記念日の準備。

### ⑤「核兵器禁止条約」

ジュネーブ軍縮会議が「核兵器禁止条約」の交渉を開始することを求める決議が、国連総会において行われるよう働きかける。核廃絶を目指す「キャンベラ

委員会」の支援。IALANA、INESAP、パグオッシュ会議の草案の推奨。非核兵器地帯づくりの推進。

### ⑥「メディア」

### ⑦「核実験」

実験室規模の実験が垂直拡散につながるということの公的教育。核実験は違法であるというオーストラリアの声明などの奨励。

### ⑧「核分裂物質の生産禁止」

### ⑨「地域的核問題」

非核地帯化など。

(3) クリヤリング・ハウス(情報センター) ネットワークの情報の収集、提供を行う。

### (4) クリヤリング・ハウス委員会

クリヤリング・ハウスの機能を維持するための委員会。資料集めも。

さしあたりのクリヤリング・ハウス委員会のメンバーは、ジャネット・ブルームフィールド(CND=核軍縮運動、ondon)、マイケル・クリスト(IPPNW=核戦争防止国際医師の会、ボストン)、コリン・アーチャー(IPB=国際平和ビューロー)、クサンテ・ホール(IPPN W、ドイツ)、ライナー・ブラウン(INES=国際科学技術者ネットワーク、ドイツ)、ジャッキー・カバッソ(西部諸州法律財団、カリフォルニア、核兵器廃絶世界キャンペーンのパメラ・マイデルと協力しながら)によって構成されている。

(5) 電子メール送信者 賛同団体に文書や情報を配布する。

次回のネットワークの会議では、クリヤリング・ハウス委員会によって提案された議題を話し合う予定である。日時は未定だが、ハーグで4月に予想される国際司法裁判所の「判定の日」、3月22日のエディンバラ・ピース・フェスティバルのとき、4月にブリュッセルで予定されている欧州議会、のいずれかにあわせて開催することが提案されている。M

(5ページからつづく)

である。

ここで明らかなのは、米国の政策とバランスをとるべき日本の政策目的が、どれだけ日本の国会で議論され提示できる状態になっているか、という点であろう。情けないことだが、日本には、ほとんどその準備がない現状を指摘せざるをえない。

米国と比較にならぬほど古い歴史関係にあり、近接した距離にあり、さらに侵略の歴史の正しい清算が終わっていない中国や北朝鮮に関する日本の外交方針は、米国のそれと決定的に違うのが当然である。日本からそれが提示されて初めて、この公聴会は目的を達することができるというものである。

それとは別に、当然のことながら、米国の立場はあくまでも米国の国益を守ることであることも、開会の辞から伝わってくる。現在の日米安保関係が日本にばかり有利であるという考え方には、米国市民の多くが今でもとらえられていると、ベリューター委員長は言う。

「ナイ国防次官補がアジアにおける同盟関係と米軍の前進配備を改めて約束したことに対する賛成する。私はこの重要な配備を強く支持する。にもかかわらず、わが選挙民の多くは、日本への米軍配備を含めてアジアにおける米国安全保障上の役割は、米国よりも日本により多くの利益をもたらしているのではないかと尋ねてくる。私はそうは考えていない。しかし、多くの米国人には、これまでよりもっと説得的な説明が必要になっている。沖縄の事件の結果、日本の政治家たちも、世論が日米同盟関係を支持するように同じように説得しなければならなくなっている。」

沖縄問題を契機に、軍事的関係抜きの新しい日米関係をさぐる流れを作る可能性が見えてきているのではないか。ベリューター委員長も次のように述べている。

「沖縄の世論の反応は、米国の前進配備戦略の政治的基礎について新しい疑問を提出している。」

日米の国会議員、平和運動のNGOの間の率直な対話を期待したい。PCDSにもこのことが問われている。M

## 新しいコラムを始めるにあたって

言うまでもなく、核兵器の問題は平和と安全保障という大きなテーマの一部分である。核兵器のけたはずれの破壊力のゆえに、それは国際政治に特別の地位を占めてきた。しかし、半世紀にわたる反核運動は、徐々にではあるが核兵器の存在領域を狭めてきた。

本誌前号の地図に掲げたように、地球の南半球では、すでにすべての主権国家は非核地帯を宣言し、核兵器保有国はそこでは核兵器の使用ができないよう追い込まれようとしている。また、予断

は許さないが、部分的核実験禁止条約(1963年)にひきつづいて、包括的核実験禁止条約を締結するための努力が最終局面を迎えている。「核兵器のない世界」の前に「核爆発のない世界」(J・ホラム米軍備管理軍縮局長)が実現しようとしているのである。

核兵器の総体的役割が低下してゆくとき、核兵器廃絶の要求は必然的に、他の軍縮課題や安全保障論とリンクを強めてゆくことになる。平和運動が、軍事力に依存しない安全保障の実現を目指す

とすれば、地域安保の動向をつねに視野に入れることが必要になる。たとえばフランスが示唆しているヨーロッパ核(ユーロ・ボム)をめぐる議論は、ヨーロッパの地域安保総体の中で位置づけられるをえないであろう。

そこで、このコラムは限られた紙面ではあるが、核兵器の動向をフォローするのと同じ目で、複眼的にアジア太平洋の地域安全保障の動向に注意を払ってゆく役割を果たしたい。(梅林宏道)M

### 米議会公聴会

## 「日米関係とアジアにおける米国の利害 ——新しいバランスを探る」

1995年10月25日、米下院国際関係委員会アジア太平洋小委員会は、日米関係に関する公聴会を開催した。沖縄の基地の将来に関して大きな関心が集まっている中における公聴会であった。

入手された公聴会資料によると、公聴会の構成は次のようなものであった。

- 開会の辞 ダグ・ベリューター(小委員会委員長)
- 証言1 ウインストン・ロード(国務次官補・東アジア太平洋問題担当)
- 証言2 ジョセフ・S・ナイ(国防次官補・国際安全保障問題担当)
- 証言3 ケネス・B・パイル(全国アジア研究事務所所長)
- 証言4 リチャード・L・アーミテジ大使(アーミテジ協会代表)
- 証言5 ジェームス・アウラー(バンダービルト大学米日研究協力センター所長)

ベリューター委員長の開会の辞は、このような公聴会にのぞむ米議員の意識をよく表しており、参考になる。

彼は、公聴会の目的を次のように述べている。

「アジア太平洋地域における米国と日本のそれぞれの役割において、現状にお

ける協力と競争の要素が何であるか、証言を得たい。とりわけ、アジア太平洋のさまざまな重要問題に関する米国の考え方を、日本がどこまでこれまでどおり共有できるのかに、私の関心がある。また、相互に競合する米国のさまざまな政策目的の間で、あるいは米日関係と他のアジア諸国との関係の間で、われわれは二国間関係のバランスをどこでとればよいのかに、私の関心がある。」

この関心のありようは、日本を対等な立場において考えに立っており、筋の通ったものである。つまり、くだいて言うと彼の趣旨は次のようになるだろう。「冷戦後のこんにち、米国も日本もアジア政策は変わっただろう。日本が米国と協調できることも競合することも新しくなったはずである。そこで、たとえば中国問題、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)問題などで、米国の見方がどこまで現在の日本と共有できるものなのか、考えたい。その結果、どの政策で譲ってどの政策で譲らないのか、日本との関係を重視するのか他の国との関係を重視するのか、といったバランス点を新しく探りたい。」

これと同じ位置づけによって、日本の国会が同様な公聴会を開くことも可能

(4ページへつづく)

## 地域安全保障も 議題に

アジア欧州サミットにNGO平行会議

3月の初めにバンコクで開かれる、史上初めてのアジア欧州首脳会議に先だって、2月27-29日にNGO会議が開かれることになった。場所は同じバンコクである。バンコクに本拠をもつ「南問題フォーカス」(共同代表:ウォルデン・ペロラ)が呼びかけ、アジアとヨーロッパのNGOが共催することになった。PCDS(太平洋軍備撤廃運動)も共催団体に加わった。

サミットが経済・貿易問題を主義題にするのに対して、NGO会議はヨーロッパとアジアの市民の関係の総体を問い合わせ直そうという意図をもつていて。「地経学(Geoeconomics)をこえて:ヨーロッパとアジアの民衆の新しい関係に向かって」というのが総合テーマとなる。

いくつかの課題の中に平和と安全保障が含まれる。ドイツのユルゲン・マイヤーがヨーロッパの安全保障の危機がアジアに及ぼす影響を、フィリピンのウォルデン・ペロがアジアの危機がヨーロッパに及ぼす影響を、梅林宏道が地球的な安全保障課題とアジアの安全保障課題の関連を問題提起する。M

1996.1.6~1.20

(作成:笠本丘生)

GP=グリーンピース/NZ=ニュージーランド/ICJ=国際司法裁判所/AEAN=東南アジア諸国連合/APEC=アジア太平洋経済協力会議

●1月6日 来日中の英労働党トニー・ブレア党首、河野洋平外相と会談。「労働党は、仮核実験に反対した」と、メジャー政権と異なる姿勢示す。

●1月6日 ロシアのミハイロフ原子力相、中国と近く核平和利用協力条約締結、遼寧省での大規模原発建設発表。核兵器産業の民需転換協力も。

●1月7日 連立与党3党が新政策合意発表。「すべての国の核実験中止求め、CTBTの早期妥結に向けて積極的に貢献」などを課題に。

●1月7日 「核実験に抗議する長崎市民の会」、昨年暮れの仏5回目の核実験に抗議し平和公園で座り込み。被爆者ら約40人が参加。

●1月7日付 作家の森村桂氏、ニューカレドニアの政府所在地ヌーメアの市場の一角で「反核実験路上個展」開催中。島の人や自然を描く。

●1月8日付 1954年~60年までの初期の原水禁運動の歴史資料を集大成した『原水爆禁止運動資料集』(全7巻、緑蔭書房、第1期4巻は刊行済み)第2期3巻が下旬に刊行予定。

●1月8日 河野洋平外相、来日中のボーティリヨー英國防相と会談、核保有国である英國が核軍縮に積極的に対応するよう要請。

●1月8日 92年に仏の南太平洋での地下核実験中止を発表した前仏大統領、フランソワ・ミッテラン氏死去。79歳。

●1月8日 CTBTの策定交渉、ジュネーブ軍縮会議で再開。交渉参加国は6月末までの交渉妥結、今年秋の署名目指す。

●1月9日 パキスタン・プット首相、イスラマバードで日本人記者団と会見。同国の核保有を改めて否定。南アジアの緊張緩和・非核化について、被爆国・日本の役割に期待を表明。

●1月9日 核実験全面禁止条約「無条件で調印できぬ」と中国副主席、会見で小規模実験を除外する米国を批判。

●1月10日 4月19、20日にモスクワで開催の原子力安全サミットで主催国ロシアがG7に提案する広範な内容の討議テーマ明かに。

●1月11日 日ロ両政府でつくる核兵器廃棄協力委員会、モスクワで建設業者との契約書に署名。核廃棄物貯蔵・処理施設はウラジオストク近郊に設置。年末までに完成予定。

●1月11日 核実験中止求め、愛知県扶桑町民の約1割が署名した用紙の束が、東京の仏中大使館へ。沢田正夫町長が運ぶ。約2,800人分。

●1月11日付 私立山口県鴻城高校の二年生360人、仮核実験をテーマにした作文を新聞社に投稿。核実験の意味を問う意見や日本への批判など。

●1月12日 ロシアのプリマコフ新外相、就任後初の記者会見。外交の基本原則として挙げた4項目の中に「核兵器の緊張緩和」盛り込む。

●1月13日 長崎原水協が10年前から取り組んでいた核実験全面禁止と核兵器廃絶を求める署名、目標としていた県民の過半数に到達と同原水協常任理事会で報告。

●1月15日 日中安全保障定期協議、北京で開催。日本側は中国の核実験中止を再要請。中国側は国防建設に関する白書を近く公表する意向表明。

●1月15日 千葉県八千代市、「成人の日」の式典で、仮核実験中止求める署名を新成人たちに呼びかけ。

●1月15日 長崎市の伊藤市長、約4,000人の新成人に対し「被爆体験を持つ都市の成人として様々な取り組みに参加を」と呼びかけ。

●1月16日 東京・築地市場の一角に埋められた「第五福竜丸」の「原爆マグロ」の発掘で、マグロは発見されず、東京都、作業打ち切る。

●1月17日 仏各地で原爆展を開いてきた市民団体が広島市役所で帰国報告。代表の岡本三夫・広島修道大教授、「情報を伝えることが大切と痛感」と語る。

●1月17日 池田外相、都内で、パキスタン・プット首相と会談、パキスタンのNPTへの加盟と、CTBT締結交渉への協力求める。プット首相、インドの同時加盟が必要と強調。

●1月18日 パキスタン・プット首相、都内で会見。核兵器開発疑惑について「知識はあるが、作らない」核政策が抑止力になってきたと明言。

●1月18日 広島県内7カ所で「戦争と原爆展」再展示始まる。「戦争と原爆展実行委員会ヒロシマ」主催。

●1月18日 広島市、小冊子「国際司法裁判所における広島市長の陳述」発刊。市長のICJでの証言の全文を収録。2,000部作製。

●1月18日 長崎大医学部の有志、仮核実験に抗議する意見広告の仏ル・モンド紙掲載を表明。1月28日付同紙一面広告で掲載予定。

●1月19日付 奈良県・竜田川ネオポリス子供会の小学生22人、「仮核実験に反対。きれいな海を」との願いのちぎり絵を仏ル・モンド紙に送付。

●1月19日付 ICJ裁判官を広島へ招く運動に生協ひろしまが取り組む。広島訪問要請のはがき作戦。生協がまとめて裁判官に郵送。2月中旬締切。

●1月20日 仏ジュペ首相と伊ディエニ暫定首相、パリで会談。仏の核実験で2ヶ月にわたって公然と対立していた両国関係の修復を宣言。

◇◇◆◇◇

## 定期購読者のみなさんへ ——誌代切れのメッセージについて

封筒の宛名ラベルをご覧下さい。予約いただいた誌代が切れると同時に簡単なメッセージを入れることになりました。封筒の表書きの一部なのでお目ざわりかと思いますが、発送作業の負担軽減のためなのでご理解下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

### じつとしていられない人への掲示板 「ストップ核実験」FAX情報ネット

最新の行動情報・呼びかけが自宅や会社のFAXで24時間取り出せます。情報料は無料。通常の電話料金のみの負担。

①FAXの受話器をあげる。

②市民活動FAX情報ネット(03-3813-8180)にダイヤル。

③音声案内にしたがって、200#を押す。

### 紹介

田中秀征著

「迫られる核政策の転換 上・下」

『世界』96年1月・2月号

「新党さきがけ」の副代表であり現経済企画庁長官である田中秀征衆議院議員の「核抑止力からの脱却論」である。冷戦時代に核抑止論肯定論者であった政治家が、なぜ「核の傘」否定論に転換したのかを説明している。

マクナマラ元米国防長官が「核兵器のない世界」の推進論者に転換したような変化が、随所で起こっている。本論は日本でも同じような「離核」の流れが強まりつつあることを教えてくれる。

核廃絶に日本の役割を強めたいと願う市民にとって、新しい友人が加わった。

④送信メッセージの後、ピーという音がしたら、FAXのスタートボタンを押す。

●音声情報を聞く場合は、③のところで201#を押すと録音された情報が流れます。

●この件についての問い合わせは

電話: 03-3813-6490、FAX: 03-5684-5870

担当: 吉永

**郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月  
¥2,500-) です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。**

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志澤勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、水野希代子(PCDS)、青木雅彦(反戦ドタバタ会議)、金生英道(原水禁)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道